

広島県告示第七百二十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によつて、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成二十九年十二月二十五日

広島県知事 湯崎英彦

告示番号	平成二十四年広島県告示第六百六十四号 平成二十四年広島県告示第八百四十三号									
	所在	地	土	砂	災	害	警	戒	区	域
八隣a) 根谷川支川一〇九(五九	上原川(五九七隣e)	上原川(五九七隣c)	上原川(五九七隣b)	上原川(五九七隣a)	上原川(五九七)	根谷川支川(五九四)	可部東三丁目(二六三)	可部東二丁目(四七三)	の自因の土 然と發砂 種現な生災 類象る原害	区域の名称
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害区域	土砂災害特別警戒区域
八隣a) 根谷川支川一〇九(五九	上原川(五九七隣e)	上原川(五九七隣c)	上原川(五九七隣b)	上原川(五九七隣a)		根谷川支川(五九四)	可部東三丁目(二六三)	可部東二丁目(四七三)	の自因の土 然と發砂 種現な生災 類象る原害	区域の名称
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流		土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域

根谷川支川一〇九（五九 八隣b）	根谷川支川一〇八（一一 五八）	根谷川支川一〇九（五九 八隣b）
土石流	土石流	土石流
	根谷川支川一〇八（一一 五八）	根谷川支川一〇九（五九 八隣b）
	土石流	土石流